

## 役員報酬等に関する規程

社会福祉法人ゆりかご

# 役員報酬等に関する規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆりかご（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、退職金、慰労金、慶弔金及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員をいう。

## 第2章 報酬等

(報酬)

第3条 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、役員等報酬表に定める基準額を評議員会にて決定し、各人に支給する。別途賞与の支給は行わない。

(交通費)

第4条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、実費にて支払う。

(費用弁償)

第5条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

## 第3章 退任慰労金

(金額の算定)

第6条 退任役員等に対して、退任慰労金として以下の金額を支給することができる。

- |           |          |
|-----------|----------|
| (1) 理事長   | 100,000円 |
| (2) 理事、監事 | 30,000円  |
| (3) 評議員   | 20,000円  |

## 第5章 慶弔

(受章祝金)

第7条 役員等が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣等の功勞表彰または国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章などを受けたときは、祝金として100,000円を支給することができる。

(弔慰金)

第8条 役員等が死亡したときは、相続人に弔慰金として50,000円を支給することができるほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第9条 役員等の親族等が死亡したときは、香華料として10,000円を支給することができるほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

## 第6章 附則

(改正)

第10条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人ゆりかご評議員会の議決を経なければならない。

この規程は平成29年第1回評議員会より施行する。